

東京都北区における受給者証の確認方法

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600円
適用期間	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
東京都無償化対象児童	
複数障害児あり	第2子軽減対象児童
予備欄	

① 負担上限月額欄に「37,200円」または「4,600円」の記載があり、
特記事項欄に「東京都無償化対象児童」の記載がある
児童は、無償化の対象です。

※ 都の区市により文言が異なります。東京都福祉局のHPに一覧が掲載されていますので、必要に応じてご確認ください。
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syougai/musyokakusityouson>

② 国制度による第2子軽減について

- ・ 記載がない場合は、請求パターン①の方法で請求
- ・ 記載がある場合は、請求パターン②の方法で請求となります。

※自己負担額全額が国制度により無償化されている児童（*）の請求方法に変更はありません。

（*）第3子以降の児童

（*）満3歳になって初めての4月1日から3年間の児童